

## 第5節 野生生物の保護管理

野生生物は、特定の種に限らず生物全体が生物多様性の重要な構成要素であり、人間の豊かな生活のため欠くことのできないものです。人々は、野生生物から食料や薬など資源として様々な恵みを受け取るだけでなく、その存在そのものから生活へのうるおいを得るなど健康で文化的な生活の基礎としてきました。

それぞれの地域で普通にみられる種から希少な種まで、多様な野生生物が、将来にわたって存続するという人間と野生生物との望ましい関係を築いていくためには、人から野生生物への一方的な働きかけではなく、人と野生生物は相互に作用し合う関係にあることを十分認識した上で、野生生物の適正な保護と管理を進めることが重要です。またその際には、野生生物の生息・生育状況が時間的、空間的に常に変化することを前提として、例えば個体数の増加に伴う農林水産業への被害や個体数の減少による地域個体群の絶滅の危機といったことが生じないよう、生息・生育状況の把握分析等を通じ、科学的な知見の集積の下、保護や管理のための取組が行われる必要があります。このような取組を野生生物全体で広く進めることが、個別の種の絶滅のおそれを軽減させることにもつながると考えられます。

### 1. 種の絶滅の回避

野生生物の種は、生物多様性を構成する重要な要素であり、その絶滅を防ぐことは、私たちの責務であると言えます。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する施策は、種そのものに着目した取組と、生態系・生息環境に着目した取組の両面から進めることが重要です。これらを通じて緊急避難的な絶滅防止対策に加えて、種の絶滅のおそれを未然に回避する予防的措置も講じる必要があります。またこのような取組により絶滅のおそれのある種の個体数を回復させ、レッドリスト(絶滅のおそれのある種のリスト)から削除するまたはダウンリストを実現すること、新たな種がリストに掲載されないようにすることが肝要です。

現在、「種の保存法」に基づき政令で定められた国内希少野生動植物種(57種)は、レッドリスト掲載種全体(約2,660種)の2%に過ぎません。今後、国内希少野生動植物種の政令掲載作業の一層の促進を図り、生息地等保護区の指定、繁殖個体の自然下への再導入を含めた総合的な保護増殖事業の実施などにより、絶滅要因を解消するための取組を推進します。

また、生物多様性の保全上、個別の種ごとの対応だけではなく、それぞれの地域の個体群を消滅させないという観点からの対応も大切です。このため、島嶼、高山帯、里地里山などレッドリスト掲載種の生息が集中する地域や、湿原、干潟等を含む湿地のように全国的に減少が著しい生息地のタイプに該当する生態系について、保護地域制度による保護区の指定を促進するとともに、保全、再生、修復を早い段階で進めるなど、生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避する予防的な措置を講じていきます。

さらに、野生生物の生息、生育地を保全する観点から、重要生息・生育地の選定、保護地域制度の活用や環境アセスメントを通じた環境配慮の徹底、自然の再生・修復など、関係省庁との調整・連携を通じた総合的な対策の実施、様々な手法を組み合わせた対応を行うほか、より効果的な保全のための手法の検討を進めます。

## 2. 猛禽類保護への対応

猛禽類は、生態系において食物連鎖の頂点に位置していることから、一羽あたりの行動圏（なわばり）が広大で、もともと個体数が少ない分類群と言えます。このため、レッドデータブックに掲載されている猛禽類も少なくありませんが、このような猛禽類の中には、イヌワシ、クマタカなどのように、近年、繁殖成功率の著しい低下が報告されている種やその生息環境の改変により地域個体群の存続が危ぶまれる種があります。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類は、地域の多様な生物相からなる生態系に支えられて、はじめて生息することが可能です。このため、猛禽類の減少・絶滅は、単に生態系の頂点が欠けることを意味するだけでなく、その生息を支える生態系の健全性が、何らかの要因により損なわれたことを意味しているとも言えます。このように、猛禽類の保護を図ることは、希少種の保護という面だけでなく、地域の生態系や生物多様性全体の保全を図っていく上でも象徴的な意味があります。

猛禽類を各種開発行為の影響から保護するため、環境省では平成8年に「猛禽類保護の進め方」を公表し、猛禽類の生息地周辺での開発に際して行うべき調査や保護対策のための指針を示しているところです。猛禽類の保護に際しては、その生態特性や生息状況に応じた適切な措置、配慮が不可欠です。このため、各種アセスメントの調査結果や専門家、NGOの知見等も活用しながら、猛禽類の全国分布、生態等に関する情報の整備を一層進めます。また、過去の開発行為が猛禽類の生息に与えた影響の追跡調査等を行い、猛禽類の生息と開発行為との関係について科学的分析を行います。このような取組により得られた情報は、積極的な保護方策を検討するための基礎的データとして活用していきます。

また、単に各種開発行為の影響から猛禽類を保護するだけでなく、その生息環境を積極的に保全していく必要があります。そのためには、保護地域制度の活用などにより自然性の高い生態系を保全することが最も重要ですが、適正に管理された二次林や人工林が餌場等として利用されている場合があることから、必要に応じて間伐や小面積皆伐などの森林の手入れ等により、生息環境の改善や整備をモデル的に実施することも効果的と考えられます。

さらに、繁殖成功率の低下の大きな要因となっていると考えられている化学物質の蓄積による影響について、科学的な分析を進め、実効的な対策を検討することも重要な課題です。

個別の種の対応としては、イヌワシについては、強く執着する特定の営巣環境の確保など生息環境の保全、クマタカについては、十分にわかっていない生態、生息実態等の把握を特に重点的に進める必要があります。オオタカについては、主に里

地里山に分布するという特性から、全国各地で開発事業との間で問題が生じていますが、生態、生息実態等についてのデータを充実させ、生息域での土地利用に際してのきめ細かな対応指針の作成、里地里山と一体となった生息環境や地域個体群の保全の考え方の検討、良好な採餌空間の確保を目的とした森林の管理など総合的な保護対策の検討を進めます。また、これら以外の猛禽類のうち個体数の減少が懸念される種については、生息状況の調査を行い、専門家の意見も踏まえながら絶滅のおそれの有無を評価するとともに保護対策の検討を進めます。

### 3 . 海棲動物の保護と管理

#### (海棲哺乳類)

海棲哺乳類は、食物連鎖の上位に位置し、海洋生態系の重要な構成要素と言えます。また種によっては、餌となる生物が陸上から栄養源の供給を受けているという点から陸上の生態系とも密接に関係しており、その保護に当たっては、陸上、海域の総合的な生態系の保全を図っていく必要があります。

トド、アザラシ、オットセイやジュゴンのような日本沿岸に回遊または生息する海棲哺乳類については、生息状況等が十分把握されておらず、さらに陸上生態系とも深く関連していると考えられることから、生態、生息域、生態系上の位置付けに関する基礎的な情報の収集・調査研究を進めることが重要です。また、その結果を踏まえ、必要に応じ個体の保護や生息環境の保全などの措置を講じる必要があります。自然環境保全基礎調査の中でも、海棲哺乳類の生息状況調査を平成9年度から開始しているところです。なお、これらの海棲哺乳類は漁業との関係が深いことから、保護対策の検討に当たっては、地元関係者等の理解と協力が必要です。したがって、早い段階からの地元関係者等の参加、情報公開などを通じ、関係者間の合意形成を図ることが大切です。このような観点から、絶滅のおそれの高い沖縄のジュゴンについては、地元関係者等の理解を得つつ、餌となる海草が生育する藻場も含めた広域的な調査を実施し、その結果を踏まえ、全般的な保護対策を早急に進めます。

クジラ類については、生息状況や生態に関する科学的知見をより一層充実させることにより、個体群の適切な保護管理を進める必要があります。このうち個体数が豊富な種については、地球サミットで合意された科学的根拠に基づく持続可能な利用の原則に基づき、その利用を図るとともに、クジラ類を含む海の生物の相互関係などを把握するため、科学的情報の収集を積極的に行います。

#### (海鳥、ウミガメ類)

海鳥については、これまでアホウドリの生息地の環境改善事業や衛星を用いた行動圏調査の実施、エトピリカ、ウミガラスの保護増殖事業計画の策定などを行ってきました。また、漁業によるアホウドリ、オオミズナギドリ等の偶発的捕獲の防止のため、平成13年2月に作成された「はえ縄漁業による偶発的捕獲を削減するための国内行動計画」に基づき、研究開発(海鳥回避の吹き流し装置や着色餌の開発等)

や普及啓発事業を実施しています。

ウミガメ類については、上陸・産卵海浜の現状調査や移動ルートの特明のための標識放流等による追跡調査等を実施しており、引き続き生息状況・生態の特明や産卵海浜、採餌場として利用されている藻場の保全等の措置を講じる必要があります。

海棲哺乳類や海鳥、ウミガメ類に関しては、生息環境の悪化や漁業による偶発的捕獲等が持続的な生存の脅威となっているとの指摘もあります。生息状況に関するデータを収集・分析することを通じて、生物多様性保全の観点から、個体群レベルも含めた適正な保護のための取組を進め、持続可能な利用を図っていくことが重要です。さらに、回遊性の高い海棲動物の保護には、国際的協力が必要不可欠であることから、関係国との情報交換や国際条約等の国際的枠組みの活用を推進します。

#### 4．野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立

人と野生鳥獣との共生を実現するため、地域的に著しく増加又は減少している特定の野生鳥獣の個体群については、目標とする個体数や生息密度等をできる限り科学的に設定し、捕獲等による個体数調整、被害防除施設の設置や生息環境の整備等の保護管理を総合的かつ計画的に展開します。これにより、対症療法的な有害鳥獣駆除からの転換を図りつつ、農林水産業等への被害と地域個体群の絶滅という2つの相反するリスクを、可能な限り最小化させていきます。

なお、野生鳥獣の生態にはなお未知の部分が多く、生息状況等について推定や評価を行う場合には、常に非定常性や不確実性を避けることができないことから、幅広い情報共有と合意形成に努めます。その場合、保護管理の効果や結果を適切にモニタリングしながら、その結果を目標の再設定、計画の修正に反映させうる「フィードバック・システム」を創り上げる必要があります。

そのため、野生鳥獣の科学的、計画的な保護管理に関する情報の収集、整備や調査研究を積極的に進めます。また、平成11年に「鳥獣保護法」の改正により創設された特定鳥獣保護管理計画制度に基づく各地域での取組から得られる知見を共有して検討を深め、科学的、計画的な個体群管理システムを確立します。

#### 5．移入種（外来種）問題への対応

国境を越えた人や物の流れの増大や国内における生物の利用の拡大に伴い、わが国に持ち込まれる生物は増加する傾向が見られます。国外あるいは地域外から人為的に持ち込まれた生物（移入種あるいは外来種）は、在来の近縁な種や同種の在来個体群との交雑の進行、他の種の捕食や生息の場の占奪等による在来種への圧迫等による生態系の攪乱のおそれや、農林水産業への支障を与える場合があります。

移入種（外来種）による影響の防止対策は、あらゆる生物が対象となり、生物の移動経路が多岐にわたり、影響の生じ方も様々です。生物多様性条約締約国会議で決議された中間的指針原則では、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、

定着した生物の駆除・管理の3段階で、必要な対応を行っていくことが求められています。特に他の地域と隔絶され、固有の生物相を有する島嶼等では、移入種(外来種)が在来の生物相と生態系を大きく変化させるおそれが強いため、重点的な対応が必要です。

また、わが国で現に生じている移入種(外来種)による生物多様性への影響としては、過去にハブ等の天敵として導入されたマングースなどによる影響が問題化しています。さらに、近年では、アライグマなどペットとして飼育されている動物の遺棄、逃亡による影響が特に顕著となっており、これらへの重点的な対応が必要です。

移入種(外来種)による生物多様性に対する影響への対応としては、移入種(外来種)がひとたび定着した場合には根絶することが極めて困難であり、侵入の予防を重点に考えることが効果的な対策であるという前提に立ち、国内や地域内で既に定着して影響を生じている生物種、定着していないが定着した場合には影響が懸念される注意を要する生物種のリストの作成、国内や地域内で定着していない生物の新たな利用に先立つ影響評価の実施、飼育動物のうち、放すこと、逃げだすことにより影響が生ずるおそれがあるものの管理、貨物に付着しての移動など、意図せずに導入される生物の侵入経路の特定と侵入の予防、注意を要する種の移入、定着に関するモニタリングと早期対応の実施、定着している移入種(外来種)のうち影響の軽減が必要なものの排除・管理、これらの対策に必要な体制、資金の確保、といった取組を着実に進めていく必要があります。

については、移入種(外来種)の様々な対応の基礎となるものであり、定着状況の把握等の調査を含め、早急にリストを作成します。

また、については、ペットを始め、国内での移入種(外来種)の利用に先立って生物多様性への影響を評価し、影響の懸念される生物の利用の制限を行うことにより、影響が懸念される生物の輸入の抑制を図ります。また、国外からの生物の輸入の実態を明らかにするとともに、生物多様性に影響を生じさせる国外からの移入種(外来種)の水際での管理について検討します。

あわせて、の飼育動物の管理を徹底することにより、わが国での移入種(外来種)問題のうち大きな要因となっているペット由来の動物による影響への対策を図ります。

固有の生物相を有している島嶼地域や湖などの閉鎖性水域は、移入種(外来種)の侵入に対して特に脆弱な地域であることから、移入種(外来種)の導入を規制し、既に定着している移入種(外来種)であって生物多様性への影響を生じさせているものの排除、管理を重点的に実施する必要があります。環境省では、平成12年度より奄美大島におけるマングースの駆除事業を実施しており、今後とも緊急性の高い地域における移入種(外来種)の排除を行っていきます。

また、農林水産省では、ブラックバス等外来魚について、密放流防止の啓発、地域における生息状況等の調査、駆除、生態系の復元等の事業に対する支援及びブラックバス・ブルーギルの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発を行っており、今後ともこれら外来魚の生息域の拡大の防止及び生息数の減少を図るこ

とを基本として、これら事業等を推進することとしています。

さらに、国土交通省では「河川における外来種対策に向けて（案）」をとりまとめ、これに基づいた河川管理を図るとともに、外来種対策の重要性について市民に向けての広報・啓発活動など、その対策の推進が図られているところです。

移入種（外来種）への対応に関しては、幅広い行政機関、事業者が関係することから、施策を総合的に推進するために有効な関係機関の連携体制の確保を図ります。